

一般社団法人民事信託推進センター 入会金・会費・登録料規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人民事信託推進センター（以下「当法人」という。）の定款第9条の規定に基づき、当法人の入会金、会費及び登録料に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会金、会費及び登録料の種類)

第2条 当法人の入会金、会費及び登録料は「別表」のとおりとする。ただし、当該事業年度における当法人の民事信託実務基礎講座受講者が入会した場合、会費は受講料を差し引いた額とする。

(入会金の納期)

第3条 入会金は、入会時に納入するものとする。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は、年1回とし、毎年1月末日までに所定の方法にて納入しなければならない。ただし、事業年度の中途に入会した会員は、入会時に納入するものとする。

(中途入退会等の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日の属する月の当月から年度末までの月数による。ただし、民事信託士である者の会費年額は、入会の日に関わらず年度当初から年度末までの月数による。

2 事業年度の中途に退会した会員の当該事業年度の会費年額は返還しないものとする。ただし、特別の事情がある場合には理事会の決議をもって、事業年度の中途に退会した会員の当該事業年度の会費年額を年度初めから退会の日の属する月までの月数とすることができる。

3 第1項による会費の納入は、請求の到達後すみやかに行うものとする。

4 事業年度の中途に会員種別を変更した会員の会費年額の計算及び納入については、年度初めから会員種別変更の日の属する月までの月数については会員種別変更前の会費をもって計算し、会員種別変更の日の属する月の翌月から年度末までの月数については会員種別変更後の会費をもって計算する。

(会費の滞納による会員資格喪失)

第6条 会員が毎年1月末日までの会費の支払義務を正当な理由なく履行しない場合、1か月以上の期間を定めて書面若しくは電磁的方法により会費の支払いを催告し、催告に応じないときには、定款第13条第1項の規定により、会員資格を喪失する。

(民事信託士会員の新規の登録料の納期)

第7条 民事信託士名簿に初めて登録を受けようとする者は、民事信託士となる資格の取得の取得日から1か月以内に、登録料を納入するものとする。
2 新登録申請期限後1か月を経過するまでに正当な理由なく登録料を納入せず、又は登録申請を行わなかった場合、民事信託士登録規程第2条第2項の規定により民事信託士会員となる資格を喪失する。

(民事信託士会員の更新登録料の納期)

第8条 民事信託士の登録の更新を受けようとする者は、有効期間満了の前年の12月31日まで（以下「更新登録申請期限」という。）に、更新登録料を納入するものとする。
2 更新登録申請期限後1か月を経過するまでに正当な理由なく更新登録料を納入せず、又は更新登録申請を行わなかった場合、登録の有効期間満了をもって、民事信託士登録規則第14条第1項の規定により民事信託士名簿の登録が取り消される。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表

① センター入会金	10,000円
② 社員会員、民事信託士会員及び一般会員 会費	年額2万4,000円 (月額2,000円)
③ 民事信託士会員の初回登録料	2万7,500円(税込み)
④ 民事信託士会員の更新登録料(3年毎)	11,000円(税込み)

制定 2019年(平成31年)3月7日

変更 2022年(令和4年)1月17日

変更 2022年(令和4年)4月1日